

熊本県公報

第 1 1 4 3 0 号
平成 18 年 7 月 12 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則	
○熊本県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則…(医療政策総室)	1
○指定居宅サービス事業所の指定(通所介護)……………(高齢者支援総室)	2
○" "(介護予防通所介護)……………(")	2
○家畜伝染病(ヨネ病)の発生……………(畜産課)	2
○熊本県少年保護育成条例に基づく優良興行の推奨……………(交通安全・青少年課)	2
○地方卸売市場の廃止許可……………(団体支援総室)	2
○道路の供用開始……………(道路保全課)	2
○道路の区域変更……………(")	3
○" "……………(")	3
○" "……………(")	4
○指定居宅サービス事業所の指定(通所介護)……………(高齢者支援総室)	4
○" "(介護予防通所介護)……………(")	4
○指定介護療養型医療施設に係る指定の辞退……………(")	4
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証申請……………(男女共同参画・パートナーシップ推進課)	4
○" "……………(")	5
○特定非営利活動法人の定款変更認証申請……………(")	5
○" "……………(")	5
○大規模小売店舗立地法に基づく届出……………(商工政策課)	6
○" "……………(")	6
○地方卸売市場業務廃止届出……………(団体支援総室)	6
○平成 18 年度指定管理者制度導入施設に対する利用者サービス調査開発 業務委託……………(行政経営課)	7
○建築基準法第 48 条第 13 項の規定に基づく意見の聴取……………(建築課)	9
登 載 依 頼	
○熊本県人権施策推進会議の開催……………(人権同和对策課)	9
○熊本県公立大学法人評価委員会の開催……………(私学文書課)	9
○熊本県職員の任用に関する規則の施行規程の一部を改正する規程……………(人事委員会)	10
○平成 18 年 4 月 19 日から平成 18 年 5 月 30 日までの間に実施した監査の結果 に基づく改善措置……………(監査委員事務局)	10
○熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等 の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………(人事委員会)	12
正 誤	
○平成 18 年 3 月 31 日付け熊本県広報号外第 22 号の 4 (熊本県公営企業 管理規程第 2 号) 中……………(企業局経営課)	12

規 則

熊本県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 18 年 7 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 55 号

熊本県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県看護師等修学資金貸与条例施行規則(昭和 37 年熊本県規則第 55 号)の一部を次
のように改正する。
第 2 条の表中「国又は地方公共団体」を「国、独立行政法人国立病院機構、国立大学法
人又は地方公共団体」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

告 示

熊本県告示第 718 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 7 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
植木温泉デイサービス倶楽部昭和苑 鹿本郡植木町田底 333	有限会社昭和苑	平成 18 年 6 月 30 日

熊本県告示第 719 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 7 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
植木温泉デイサービス倶楽部昭和苑 鹿本郡植木町田底 333	有限会社昭和苑	平成 18 年 6 月 30 日

熊本県告示第 720 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、同条第 4 項の規定により公示する。

平成 18 年 7 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

病名	区分	発 生 年 月 日	発 生 場 所	発生頭数	適 用
ヨーネ病	患畜	平成 18 年 6 月 28 日	上益城郡	1 戸 1 頭	乳用牛

熊本県告示第 721 号

熊本県少年保護育成条例（昭和 46 年熊本県条例第 30 号）第 5 条第 1 項の規定により少年に優良な興行として、平成 18 年 7 月 3 日次のように推奨したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 18 年 7 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

種 別	題 名	推奨理由
推奨映画	風のダドゥ（角川ヘラルド映画） ホワイト・プラネット（東北新社、コムストックオーガニゼーション）	少年を健全に育成するうえで有益である。

熊本県告示第 722 号

卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 60 条の規定に基づき、次のとおり地方卸売市場の廃止を許可したので告示する。

平成 18 年 7 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 地方卸売市場の名称及び所在地
地方卸売市場合資会社松橋大同青果
宇城市松橋町久具 311
- 2 廃止許可年月日
平成 18 年 6 月 30 日

熊本県告示第 723 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 7 月 12 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一

般の縦覧に供する。

平成 18 年 7 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	六嘉秋津新町線	熊本市秋津一丁目 2034 番 5 地先から	339.6	交安一般 1 種
		同所 2055 番 15 地先まで		
		熊本市秋津一丁目 2055 番 4 地先から	62.5	
		同市東野三丁目 20 番 4 地先まで		

2 供用を開始する期日 平成 18 年 7 月 12 日

熊本県告示第 724 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 7 月 12 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 7 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路 線 名	区 域 を 変 更 す る 区 間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
主要 地方 道	本渡五和 線	天草市五和町二江高祖田 2469 番 地先から	前	4.8	32.5	単 防 災
		同 所	後	5.1		
		2473 番 1 地先まで	前	9.0	32.5	
			後	12.8		

2 区域を変更する期日 平成 18 年 7 月 12 日

熊本県告示第 725 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 7 月 12 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 7 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路 線 名	区 域 を 変 更 す る 区 間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
一般 県道	高沢一勝 地線	球磨郡球磨村大字神瀬丁字荒谷 12 番 25 地先から	前	6.1	300	緊 道 整
		同 所	後	11.1		
		12 番 25 地先まで	前	18.0	300	
			後	25.3		

2 区域を変更する期日 平成 18 年 7 月 12 日

熊本県告示第 726 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 7 月 12 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 7 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	高沢一勝 地線	球磨郡球磨村大字神瀬丁字荒谷	前	6.5 ～ 26.4	132	緊道整
		同所 12 番 27 地先から 12 番 24 地先まで	後	16.0 ～ 26.4	132	

2 区域を変更する期日 平成 18 年 7 月 12 日

熊本県告示第 727 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 7 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター陽向きくち A 棟 菊池市野間口 380 番地	アニス株式会社	平成 18 年 7 月 3 日

熊本県告示第 728 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 7 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター陽向きくち A 棟 菊池市野間口 380 番地	アニス株式会社	平成 18 年 7 月 3 日

熊本県告示第 729 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 113 条の規定により、指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった。

平成 18 年 7 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称及び開設の場所	開設者の名称	指定を辞退する日
天草郡市医師会立苓北医師会病院 天草郡苓北町富岡 3600 の 3	社団法人天草郡市医師会	平成 18 年 7 月 1 日

公 告

熊本県公告第 535 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 7 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 18 年 6 月 20 日
- 2 名称
特定非営利活動法人福祉ぐぐーんと向上会
- 3 代表者の氏名
橋本 哲次
- 4 主たる事務所の所在地
水俣市白浜町 9 番 24 号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、知的障害者に対しては、就労支援事業等を行い、また高齢者に対しては、訪問介護、デイサービス、ショートステイ等を行い、知的障害者の自立への寄与及び高齢者の福祉の増進を目的とする。

熊本県公告第 536 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。
平成 18 年 7 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 18 年 6 月 20 日
- 2 名称
NPO 法人 EBISU・SAN
- 3 代表者の氏名
椎葉 英二
- 4 主たる事務所の所在地
球磨郡多良木町大字久米 128 番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、障害者を中心に高齢者や子育てに渡る、広範な人に対するサービスを提供することで、相互のつながりを深めコミュニティ形成を促進することにより、地域社会の公益に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 537 号

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。
平成 18 年 7 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 18 年 6 月 14 日
- 2 名称
特定非営利活動法人九州救助犬協会
- 3 代表者の氏名
永野 光哉
- 4 主たる事務所の所在地
熊本市四方寄町 452 番地 6
- 5 定款に記載された目的
この法人は、災害遭難者に対する人命救助に関する事業と医療福祉活動事業を行い、緊急人命救助に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 538 号

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。
平成 18 年 7 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 18 年 6 月 21 日
- 2 名称
特定非営利活動法人こころみ会
- 3 代表者の氏名
北岡 司
- 4 主たる事務所の所在地
熊本市画図町大字下無田 1562 番地 1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、障害の種別にとらわれず、様々な障害を持った方々に対して、生活意欲の向上と社会参加及び社会への啓発活動に関する事業を行うとともに、その家族である介護・子育て者に対して、介護、育児の負担の軽減に関する事業を行い、全ての人々が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりに寄与することを目的とする。

熊本県公告第 539 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 4 項及び同法第 6 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 18 年 7 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
生活協同組合 水光社本店
水俣市古賀町一丁目 1 番 1
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
変更前 開店時刻 午前 9 時 30 分 閉店時刻 午後 8 時
変更後 開店時刻 午前 9 時 閉店時刻 午後 9 時 45 分
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前 午前 9 時から午後 8 時 30 分
変更後 午前 8 時 30 分から午後 10 時
- 3 変更する年月日
平成 18 年 6 月 29 日
- 4 届出年月日
平成 18 年 6 月 20 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び芦北地域振興局総務振興課
平成 18 年 7 月 12 日から平成 18 年 11 月 12 日まで

熊本県公告第 540 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 4 項及び同法第 6 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 18 年 7 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
生活協同組合 水光社ホームセンター
水俣市栄町一丁目 130-17
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
変更前 開店時刻 午前 9 時 30 分 閉店時刻 午後 8 時
変更後 開店時刻 午前 9 時 閉店時刻 午後 9 時 45 分
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前 午前 9 時から午後 8 時 30 分
変更後 午前 8 時 30 分から午後 10 時
- 3 変更する年月日
平成 18 年 6 月 29 日
- 4 届出年月日
平成 18 年 6 月 20 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び芦北地域振興局総務振興課
平成 18 年 7 月 12 日から平成 18 年 11 月 12 日まで

熊本県公告第 541 号

熊本県卸売市場条例（昭和 46 年熊本県条例第 67 号）第 20 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり地方卸売市場における卸売業務の廃止届出があったので公告する。

平成 18 年 7 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 卸売業者の名称及び所在地
合資会社松橋大同青果
宇城市松橋町久具 311
- 2 卸売業務を行っていた地方卸売市場の名称及び所在地
地方卸売市場合資会社松橋大同青果
宇城市松橋町久具 311

熊本県公告第542号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成18年7月12日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務の名称

平成18年度指定管理者制度導入施設に対する利用者サービス調査開発業務委託

(2) 委託業務の内容

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から平成19年1月31日まで

(4) 入札方法

ア 入札金額は、平成18年度指定管理者制度導入施設に対する利用者サービス調査開発業務委託に要する費用とする。

イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。

エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(1) 熊本県物品購入契約及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書に必要書類を添付し、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。

(4) 5の(3)の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号

電話 096-333-2581

(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

平成18年7月12日（水）から平成18年7月19日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

(4) 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成20年9月30日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請書の受付を平成20年7月1日から平成20年7月31日まで行う。

4 契約条項を示す場所

熊本県総務部行政経営課（県庁行政棟本館4階）

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号

電話 096-333-2058

5 入札手続等

(1) 入札に関する事務を担当する部局の名称

4に記載のとおり

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所

ア 交付期間

平成18年7月12日（水）から平成18年7月24日（月）までの日（県の休日

- 除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。
- イ 交付場所
4 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時
平成 18 年 7 月 28 日 (金) 午前 10 時 30 分から
- イ 場所
県庁行政棟本館地下 1 階入札室
- (4) 入札書の提出方法
5 の (3) 記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4 に記載の場所に入札前日までに必着するよう郵送 (書留郵便に限る。) すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 5 の (3) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき (その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- ケ 2 以上の意思表示をした入札
- コ 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否
要
- イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申し出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき (その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 543 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 48 条第 13 項の規定により、同条第 1 項ただし書きの許可に係る公開による意見の聴取を次のとおり実施する。

平成 18 年 7 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開催日時 平成 18 年 7 月 19 日（水）午後 1 時 30 分から
- 2 開催場所 上益城郡益城町宮園 702 益城町役場 3 階大会議室
- 3 聴取事項 東京都千代田区二番町 8 番地 8 株式会社セブンイレブン・ジャパン代表取締役社長山口俊郎の申請に係る上益城郡益城町大字木山字上辻 712 番 1 において物品販売店舗を新築することについて

登載依頼**熊本県人権施策推進会議公告第 2 号**

熊本県人権施策推進会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成 18 年 7 月 12 日

熊本県人権施策推進会議 会長 中川 喜代子

- 1 開催日時
平成 18 年 7 月 19 日（水）
午前 10 時から正午まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁行政棟新館 2 階「多目的 AV 会議室」
- 3 議題
平成 18 年度「熊本県人権教育・啓発基本計画」関連施策について
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県人権施策推進会議事務局（熊本県環境生活部人権同和対策課）
（電話 096-333-2297）

熊本県公立大学法人評価委員会公告第 1 号

平成 18 年度第 2 回熊本県公立大学法人評価委員会を次のとおり開催する。

平成 18 年 7 月 4 日

熊本県公立大学法人評価委員会委員長

- 1 開催日時
平成 18 年 7 月 24 日（月）
午後 1 時から（2 時間程度）
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁本館 5 階「審議会室」
- 3 議題
公立大学法人熊本県立大学中期計画の認可について
その他
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 会議の傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の 30 分前から行い、傍聴者の定員を満たした時点又は会議開催予定時刻になった時点で終了する。
(3) 傍聴者の決定は、受付先着順とする。ただし、受付開始時点ですでに定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県総務部私学文書課（電話 096-333-2062）

熊本県職員の任用に関する規則の施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成 18 年 7 月 12 日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会告示第 3 号

熊本県職員の任用に関する規則の施行規程の一部を改正する規程
熊本県職員の任用に関する規則の施行規程（昭和 46 年熊本県人事委員会告示第 1 号）の
一部を次のように改正する。
第 8 条中「第 4 号及び第 5 号」を「第 3 号」に改める。

附 則
この規程は、告示の日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

熊本県監査委員公告第 11 号

平成 18 年 4 月 19 日から平成 18 年 5 月 30 日までの間に実施した監査の結果に関する報告を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 18 年 7 月 12 日

熊本県監査委員 高 宗 秀 暁
同 月 待 孝 一
同 竹 口 博 己
同 馬 場 成 志

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施年月日

監査対象機関		監査対象期間	監査実施年月日
部局名	機 関 名		
総務部	東京事務所	平成 17 年 4 月 ～平成 18 年 3 月	平成 18 年 5 月 18 日 ～5 月 19 日
	自動車税事務所	〃	平成 18 年 5 月 24 日
	くまもと県民交流館	〃	平成 18 年 5 月 10 日
健康福祉部	福祉総合相談所	〃	平成 18 年 5 月 12 日
	保育大学校	〃	平成 18 年 5 月 30 日
	精神保健福祉センター	〃	平成 18 年 4 月 19 日
	こども総合療育センター	〃	平成 18 年 5 月 23 日
商工観光労働部	計量検定所	〃	平成 18 年 4 月 25 日
	工業技術センター	〃	平成 18 年 5 月 26 日
	熊本高等技術訓練校	〃	平成 18 年 5 月 30 日
農林水産部	熊本農政事務所	〃	平成 18 年 5 月 25 日
	農業大学校	〃	平成 18 年 4 月 26 日
	城北家畜保健衛生所	〃	平成 18 年 4 月 20 日
	城南家畜保健衛生所	〃	平成 18 年 4 月 27 日
	林業研究指導所	〃	平成 18 年 4 月 21 日
	漁業取締事務所	〃	平成 18 年 5 月 18 日
土木部	氷川ダム管理所	〃	平成 18 年 5 月 11 日
	三角港管理事務所	〃	平成 18 年 4 月 20 日
	水俣港管理事務所	〃	平成 18 年 5 月 16 日
	天草空港管理事務所	〃	平成 18 年 5 月 23 日
教育委員会	宇城教育事務所	〃	平成 18 年 4 月 21 日
	鹿本教育事務所	〃	平成 18 年 4 月 27 日
	阿蘇教育事務所	〃	平成 18 年 5 月 12 日
	八代教育事務所	〃	平成 18 年 5 月 16 日
	球磨教育事務所	〃	平成 18 年 5 月 9 日
	教育センター	〃	平成 18 年 5 月 9 日
	天草青年の家	〃	平成 18 年 4 月 26 日
	豊野少年自然の家	〃	平成 18 年 4 月 19 日
	県立美術館	〃	平成 18 年 5 月 17 日

2 監査の主眼

今回の監査は、知事部局20出先機関、教育委員会9機関（教育事務所5、その他出先機関4）を対象に、合規性、正確性、経済性・効率性、有効性について、次の事項に主眼をおいて実施した。

- (1) 収入事務は、適時適切に行われているか。
- (2) 収入客体の把握は適切か。
- (3) 収入未済に係る債権管理は適切にされているか。
- (4) 現金の収納、保管等の管理は適切か。チェック体制が機能しているか。
- (5) 支出関係の事務は適正に行われているか。
- (6) 各種契約事務は適正に行われているか。
- (7) 支出に係る履行確認は確実に行われているか。
- (8) 工事の計画、設計及び施行は適切に行われているか。
- (9) 補償事務は適正に行われているか。
- (10) 物品の取得及び管理は適正に行われているか。
- (11) 財産の取得及び管理は適正に行われているか。

3 監査の結果

○報告公表事項

(指摘事項)

監査において是正又は改善を要する事項として指摘したものは、次のとおりである。

健康福祉部

- (1) 身体障害者手帳の発行事務について、処理日数が約1年半を要しているものがあるなど、行政手続条例に基づき県が定めた標準処理日数を超えるものがかかり見受けられた。手帳交付の遅延は身体障害者自身の不利益に帰することから、条例の趣旨を踏まえ、事務処理期間の短縮に努めること。（福祉総合相談所）
- (2) 平成17年度授業料減免について、申請から決定まで約1年を要しているものがあった。授業料減免措置の趣旨が十分生かされるよう、早期適切な事務処理に努めること。（少子化対策課・保育大学校）
- (3) 使用料（診療費）の窓口収納につき、会計規則に沿った収納委託手続きをすることなく、私人（診療報酬請求事務受託事業者）に事務を行わせているのは不適切であるので改善すること。（こども総合療育センター）

農林水産部

- (1) 公用車による職員の交通事故が3件発生（人身事故1件を含む。）している。そのうち2件については、県の全面的過失によるものとなっている。従来 of 安全運転の励行啓発にとどまらず、新たな視点でのより実効性が期待できる手法を工夫して、事故撲滅に向けて取り組むこと。（熊本農政事務所）

土木部

- (1) 港湾用地内の不法占用物件について老朽化が進んでいる。安全管理の面のみならず、港湾用地の有効利用という見地からも、撤去の方策等について関係機関と協議しながら、早急に必要な措置を講じること。（三角港管理事務所・港湾課）
- (2) 港湾施設使用料等の未収金（平成17年度末現在6,767,340円）について、引き続きその解消に努めること。また、当該使用の許可申請から使用料の納入までの事務の流れの適正化を行い、その早急な改善に努めること。（三角港管理事務所）

(指導事項)

監査において、是正又は改善を要する事項として指導したものは次のとおりである。

総務部

- (1) 清掃業務委託に関して、業務内容につき前年度までと何ら変更がないにもかかわらず、落札金額が大幅に上昇していることは、経済性の観点から疑問がある。当館が大規模ビル内の一角に所在しているという個別具体的な状況も十分考慮の上、より妥当性の高い契約方法を検討すること。（くまもと県民交流館）

健康福祉部

- (1) 平成17年度末の未収金50,214,566円（児童保護費負担金49,410,566円、こども総合療育センター負担金804,000円）について、改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。（福祉総合相談所）
- (2) 児童保護費負担金について、納入期日に至っていない負担金を納入者の希望に応じて受け取り、現金出納簿で預かり金として処理（通帳保管）するなど、取り扱いが不適切である。会計規則に則った適切な事務処理に努めること。（福祉総合相談所）

商工観光労働部

- (1) 計量器の現地出張検定に係る出張旅費相当額の徴収について、現行の取扱いは以下の3点において、条例（手数料条例、収入証紙条例）の規定との不一致がある。
 - ① 収入科目を「手数料」とすべきところを、「雑入」としている。
 - ② 申請時に徴収すべきところを、旅行完了後に徴収している。
 - ③ 収入証紙で徴収すべきところを、納入通知書により納入させている。
 事務の実態を十分踏まえた上で、規定と事務処理の不整合解消を図ること。（計量検定所・商工政策課）

農林水産部

- (1) 農業改良資金貸付金償還金の未収金（平成17年度末現在1,250,000円）について、改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。（熊本農政事務所）

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 7 月 12 日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第 37 号

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41 年熊本県人事委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表市町村の表中菊水町及び三加和町の項を削り、同表南関町の項中

町長部局	本庁（収入役室を含む。） 老人ホーム 保育園 総合文化福祉センター 南町民センター	課長 室長 審議員 荘長 審議員 総括園長 審議員 所長 審議員 所長 審議員
------	---	---

町長部局	本庁（会計課を含む。） 老人ホーム 保育園 総合文化福祉センター 南町民センター	課長 審議員 荘長 審議員 総括園長 審議員 所長 審議員 所長 審議員
------	--	--

改め、同表玉東町の項の次に次のように加える。

和水町	議会事務局		局長
	町長部局	本庁（収入役室を含む。） 総合支所 保育所 特別養護老人ホーム 病院	課長 審議員 支所長 課長 審議員 所長 施設長 院長 副院長 医局長 部長 総看護師長 事務長
	教育委員会	事務局（支所を含む。） 中学校 小学校	教育長 課長 審議員 校長 教頭 校長 教頭
	農業委員会事務局（出張所を含む。）		局長 出張所長 審議員

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

平成 18 年 3 月 31 日付け熊本県広報号外第 22 号の 4 に登載した熊本県公営企業管理規程第 2 号に次の附則を追加する。

附 則
この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。